

改正

令和5年1月10日告示第2号

雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、U・I・Jターン就職をした介護従事者に対し、予算の範囲内で住居費及び引越費用等の一部を補助することに関し、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって介護従事者の人材確保と定住促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記載されること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって登録される場合に限る。）をいう。
- (2) 町内の事業所 町内に所在する施設等で介護従事者が勤務する事業所をいう。
- (3) Uターン就職者 雫石町の出身者で、町外の事業所に就職し、若しくは就業し、又は町外の学校等に就学した後、町内で介護従事者として就職又は就業（以下「就職等」という。）したものをいう。
- (4) Iターン就職者 雫石町以外の出身者（新規学卒者を含む。）で、町内の事業所に介護従事者として就職等したものをいう。
- (5) Jターン就職者 雫石町以外の出身者で、出身地以外の事業所に就職等した後、町内の事業所に介護従事者として就職等したものをいう。
- (6) 借家等 町内における民間の借家、アパート等（勤務事業所の借上住宅、社宅、社員寮等を除く。）をいう。
- (7) 住居費 介護事業所への就職に伴い新たに賃借する借家等の賃料をいう。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては当該住宅手当に相当する費用を、公的制度による家賃補助を受けている場合にあつては当該家賃補助に相当する費用を除く。
- (8) 引越費用等 前号に規定する住宅への引越しに要する費用、交通費、雑費その他移転に係る費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民登録をしている者
- (2) Uターン就職者、Iターン就職者又はJターン就職者で、町内の事業所に就職をした日又は住民登録をした日のいずれか早い日から1年を経過していないもの
- (3) 借家等を借り上げて家賃を支払う者で、賃貸人への家賃の滞納がないもの
- (4) 雇用期間を定めずに雇われている者（雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者であり1週間の所定労働時間が20時間以上である者を含む。）又は就業している者
- (5) 任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でない者

(補助金の交付対象経費、交付額及び交付対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、補助金の交付額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住居費 家賃の月額（共益費等を除く。）と当該借家等に付属する駐車場の借上等の合算額の2分の1以内の額で10,000円を限度とする。ただし、算出した額のうち、千円未満の額については、これを切り捨てるものとする。
- (2) 引越費用等 一律10万円

2 前項第1号に規定する経費に対する補助金は、次条の規定による交付申請のあった月から1年間に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 借家等の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 町内の介護事業所に雇用されたことが分かる書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに雫石町介護事業所職員支援補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、住居費に係る補助金交付請求書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。

(1) 9月分又は3月分を含む直近6か月以内の月分の住居費 9月末日及び3月末日

(2) 9月分又は3月分を含まない直近6か月未満の月分の住居費 第4条第2項の規定により決定した補助金交付対象期間の最終月の末日

2 町長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽り其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は借家等を退去したときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和4年1月1日以降に雇用された者について適用する。

附 則 (令和5年1月10日告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。

雫石町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付申請書

雫石町介護従事者定住促進事業費補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

□住居費	家 賃	①月額 ②住宅手当等 月額 ③実質家賃 (①－②) ④ ③の 1/2 の額	円 円 円 円
	④又は 10,000 円のいずれか低い額	円	
	当該年度申請分 年 月分～ 年 月分	(月分)	円 (A)
□引越費用等	100,000 円 (B)		
(A) + (B)		円	
誓約事項及び同意事項 (申請者において☑をお願いします) ☐ 私は、過去にこの補助金を受けたことがありません。 ☐ 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 交付の決定を受けた場合、住居費（家賃）に係る補助金については、要綱第 6 条第 1 項ただし書に規定する日までに補助金交付請求書を提出します。 氏名			
※提出書類 ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 住宅の賃借見積書又は賃貸借契約書 ☐ 引越業者又は運送業者への支払いを証する領収書の写し等、移転したことが分かる書類 ☐ 雇用されたことが分かる書類の写 ☐ その他 ()			

第 号
年 月 日

様

雫石町長

印

雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました雫石町介護従事者定住促進事業費補助金につきまして、次のとおり決定したので、雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

☐ 交付を決定します。

交付決定額 円

内訳

引越費用等	申請年度1回限り	円
住居費（家賃）	年 月～ 年 月 （ 月分）	円

☐ 交付しないことを決定します。

交付しない理由

交付条件

1. 交付決定を受けた内容に変更がある場合は、速やかに届け出、町長の承認を受けること。
2. 交付決定を受けた内容の継続が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

雫石町長 様

（請求者）住 所
氏 名
電話番号

印

雫石町介護従事者定住促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け雫石町指令 第 号での通知のあった雫石町介護従事者定住促進事業費補助金について、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

1. 請 求 額 円

内訳

引越費用等	申請年度1回限り	円
住居費（家賃）	年 月～ 年 月 （ 月分）	円

2 補助金の振込先（請求者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	（フリガナ）		

※ 上記の口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。